平成３０年（フ）第５５号
福島市岡部字大下５番地　雇用促進住宅２号棟205号
債務者　稲垣　和也
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅７－11
債務者　大平　孝行
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第９４号
茨城県水戸市吉沢町713番地の５　ＩＬＳＯＬＥ105号
債務者　照沼　教恵
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１０２号
茨城県笠間市福原493番地７
債務者　大久保瑠美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１０９号
茨城県水戸市見和１丁目444番地の７　レジデンスＫａｉｔｏ202号
債務者　谷川　光浩
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６３号
茨城県常総市新石下3947番地１　さくらレジデンスＢ棟101
債務者　東條　英晴
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６４号
茨城県常総市新石下3947番地１　さくらレジデンスＢ棟101
債務者　東條　律子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２５号
新潟県新発田市城北町２丁目11番33号
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３６号
新潟県新発田市本町３丁目７番22号　ＳｉｎｇｌｅＦｌａｔ波多　201
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１４７号
岐阜市大洞柏台６丁目８番地、前住所岐阜市加野７丁目２番18号
債務者　大野　直巳
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
岐阜県高山市桐生町８－44　ホームきりう、住民票上の住所岐阜県高山市山田町1630番地６
債務者　西　まみ子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
岐阜県高山市朝日町立岩208番地
債務者　寺田　昌子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
静岡県富士宮市万野原新田3345番地の１　ログマンエクセラ101
債務者　福本　欣司
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９７号
三重県津市半田613番地２　ルミエール真弓Ｂ101
債務者　輪島　康平
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０４号
滋賀県栗東市綣４丁目９番12号
債務者　髙嶋　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２９号
滋賀県高島市マキノ町白谷435番地３
債務者　各務　茂義
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所民事部